



車両運搬確認申請に係る不適合の対応状況について

2023年11月29日
原子燃料工業株式会社

□ 背景

- 弊社が11月2日に申請した車両運搬確認申請においては、申請書の記載内容や海外調達先に発注した役務に関し、弊社から調達先に対する要求事項の不足、役務の実施結果に関する記録の入手が不十分であったことなどの不備が複数あった。そのため、3回にわたる補正申請が必要となり、その結果、申請書に記載した輸送時期までに運搬確認証を交付いただける見込みが得られなかったため、申請を取り下げた。
- 車両運搬確認に係る再申請を行うに当たっては、熊取事業所保安規定に基づき不適合の管理、是正処置等を行い、不備の再発防止を図る。

□ 時系列の整理 (1/2)

日時	出来事
2023年10月6日規制検査まで	<ul style="list-style-type: none">・NRAから検査で確認する手順書、記録等のリストを事前に受領・NFIからは手順書等は検査当日に提示すると回答・検査当日NRAから事前に手順等を確認できていないために、1、2日では予定していた検査を完了できないとの指摘・NFIから仕組みやエビデンスを十分に説明できなかった・以上から、検査完了に至らなかった
2023年10月31日まで	<ul style="list-style-type: none">・NRAから提示された項目に従って手順書、記録のリストの整備を進め、NRAに提示・品管基準規則(34～36条)とそれに対応する保守管理、定期自主検査、発送前検査の記録等を提示
2023年10月31日面談	<ul style="list-style-type: none">・NRAからNFIの車両運搬確認申請を妨げないとの発言あり
2023年11月2日車確申請	<ul style="list-style-type: none">・車両運搬確認申請
2023年11月8日規制検査	<ul style="list-style-type: none">・発送前検査項目のうち1m表面線量当量率測定後に、定期自主検査やブロッキングシステム設置のため輸送容器の封印を解除した場合は、再測定が必要との指摘・定期自主検査の期日について確認あり。

□ 時系列の整理 (2/2)

日時	出来事
2023年11月10日補正申請	・11/8の指摘を踏まえ、当該の輸送容器を申請対象から除外して補正申請
2023年11月10日面談	・NFIとしてはNRA審査部門に確認を行い、定期自主検査を年度に1回実施すると回答。NRAが持ち帰り庁内確認 ・他、6件の事実確認あり
2023年11月13日面談	・NRAが持ち帰り庁内確認・定期自主検査の期間について、NRA審査部門の見解は開始時期は事業者の任意であるが、期間としては1年内との見解 ・輸送中に定検期間を超えるものが発生することを認識
2023年11月14日補正申請	・11/13の指摘を踏まえ、当該の輸送物を申請対象から除外して補正申請
2023年11月14日面談	・11/10にNRAから指摘のあった申請書中の補正理由の明記がなされていないとの指摘
2023年11月15日面談	・計測器の校正期間に関する特別採用について確認あり
2023年11月16日補正申請	・11/15の指摘を反映し、補正理由を適正化して補正申請実施
2023年11月16日申請取下げ申出	・申請した輸送開始期間に間に合わない見込みとなったことから申請取下げ申出

□ 反省点（不適合）の抽出

以下を振り返り、反省点（不適合）の抽出を行った。

- 申請書新旧対照表に基づく補正申請事項・内容
- 面談録等に基づくNRA殿の指摘・コメント
- 時系列の整理に基づく関係者での議論

以上の結果、次ページに示す11点（詳細別紙1）を不適合と判定した。

□ 不適合の内容

(1) NRAからの指示事項に対する誤認識

- ① 10/6規制検査に向けた準備が不十分なことにより検査が未完了となった。
- ② 申請書へ具体的な補正理由を記載すべきとのNRA意図を誤認識し、補正理由の適正化を行わないまま補正申請を実施した。

(2) []に対する発注における不備（品管基準規則第35条関係）

- ③ 調達先に提示した梱包要領書中の輸送物重量計算方法が不適切であり、輸送物重量が正しく評価できる状態となっていなかった。
- ④ []にて実施したpre-shipment inspection（発送前検査結果の記録）中の検査期間が不適切であった。（発送前検査後に追加作業・検査を実施後の測定指示不適切）
- ⑤ 輸送物の1m線量当量率測定に用いたルーラにおいて、校正期間の有効期限切れが生じたものがあつた。（校正の指示不明確）

(3) 調達先の記録に対する検証不備（品管基準規則第36条関係）

- ⑥ []にて実施したpre-shipment inspection（発送前検査結果の記録）において、輸送容器製造管理番号の識別ができないものがあり、かつNRAに提示していた。
- ⑦ []での検査者、承認者個人の力量等の記録の入手及び確認が不十分であった。

(4) 検査に係る要求事項の誤認識

- ⑧ 定期自主検査の検査頻度を1年内に1回とすべきところを年度に1回でよいと誤認識した。
- ⑨ 輸送物の封印解除後においても、線量当量率測定不要と誤認識した。

(5) 申請書の記載間違い

- ⑩ 申請書中の検査期間と対象となる輸送物の個別検査結果の検査実施日が不整合であった。
- ⑪ 誤記、記載漏れ、重量の集計間違い等があつた。

□ 不適合に共通する原因とその対策（概要）

原因1：車両確認申請業務の実施体制

- 車両確認申請（以下「車確申請」という。）に係る業務は、熊取事業所燃料製造部の輸送管理グループ（以下「輸管G」という。）が担当している。
- 車確申請に係る規制庁殿の確認においては、原子力規制検査において当該業務に関連する活動の実施状況が検査される。検査においては、弊社が実施した発送前検査自体の妥当性は、品質管理基準規則に対する当該業務の適合性を含めて検査を受けることになる。
- 10月6日に受検した原子力規制検査においては、輸送管理グループが検査前に規制庁殿からの指示事項に対応したが、その対応状況が不十分であったため、検査が終了せず、再検査を受けることとなった。
- 一連の検査に対し、当該業務の適合性を的確に検査官に説明するためには、輸送管理グループだけではなく、品証部門、設計部門が連携し、検査前の準備を進めるべきであった。
- また、検査前の対応状況が不十分であることを事業所として、把握することができておらず、事業所として関係各部への指示を発出することができなかった。

対策1：車両確認申請業務の実施体制の強化

- 車確申請に係る一連の業務に対し、申請準備、規制検査受検において、輸管Gが主担当として業務を実施する。その際、品証部門、設計部門、調達部門が連携し、申請準備及び規制検査受検を行うよう、規定類に定める。
- 燃料製造部は、事業所長に対し、適宜、関連業務の進捗状況を報告し、必要な対策について事業所長の指示を受ける。

原因2：車確申請書のレビュー体制

- 車確申請書の申請前のレビューは熊取事業所燃料製造部が実施することとなっていた。
- 車確申請書の記載内容は広範にわたる。燃料製造部以外の品証部門、設計部門のレビューが欠けていた。

対策2：車両確認申請業務の実施体制の強化

- 車確申請書の申請前のレビューは燃料製造部に加え、品証部門、設計部門のレビューを行うよう規定を変更する。

□ 今後（検討中）

- NRA殿（現地事務所）に対応状況を逐次ご確認いただきたい。
- 所定の対応が適切に完了した時点で、改めて車両運搬確認申請を行うこととしたい。

